

ひ 広報

ひのはら

5 月号

令和 3 年
(2021 年)
No.504

春を告げる

・・・主な内容・・・

| | |
|-----------------------------|----|
| 檜原村定住促進空き家活用事業について..... | 5 |
| 各種健康診査の医療機関受診のお知らせ..... | 8 |
| ふれあいデー（一斉清掃）の中止について..... | 13 |
| 払沢の滝ふるさと夏まつりの中止について..... | 15 |
| 高齢者運転免許自主返納者支援補助制度について..... | 17 |

お知らせ

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。
この試験は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 5月19日（水） 午前11時頃

試験で行う内容

| 情報伝達手段 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| ① 防災行政無線の放送 | 村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいひのほらです。」 + 防災行政無線チャイム |
| ② 行政情報等メール配信サービスによるメール配信 | 檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。 【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」 |

（※）J-A L E R T（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

お知らせ

檜原村地域おこし協力隊 新たに1名加わりました!!

令和3年4月1日より地域おこし協力隊員が新たに1名加わり、6名の協力隊員で活動を始動しました。



◎ 齊藤 隼人（空き家、移住・定住化対策担当）
東京都福生市より檜原村上元郷地区へ移住

初めまして、4月から地域おこし協力隊として着任しました齊藤隼人です。

新しい環境で、わからないことも多いと思いますが、自然との繋がり、村民の皆様との繋がりを大切に元気に頑張ります！ 見かけたら気軽に「はやとん」と声をかけていただけたら嬉しいです。

よろしくお願い致します。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

神戸国際マス釣場施設の貸付について

檜原村では、村内雇用の促進及び観光振興の推進を図るため下記のとおり村有財産の貸付先を募集いたします。

ご希望の方は、下記の内容に従ってご応募ください。

1. 名称 神戸国際マス釣場
2. 契約形態 普通財産の貸付
3. 所在地 西多摩郡檜原村3387番地（神戸地内）
4. 建物 木造着色亜鉛鉄板葺2階建 137.70㎡
5. 応募要件 檜原村に所在を置くまたは置こうとする法人、若しくは法人設立予定の団体及び個人
6. 賃料 神戸国際マス釣場施設募集要項に記載します。
7. 応募期間 5月10日（月）～6月11日（金）
※受付時間午前9時～午後5時（土曜日、日曜日は除く。）
8. 応募方法 檜原村役場に直接、必要書類をご持参のうえご応募ください。
9. 必要書類 ①応募申込書 ②会社（事業）概要※任意書式 ③定款（法人のみ） ④納税証明書（法人の場合は法人税（その1）、団体の場合は代表者の市町村民税、個人の場合は市町村民税） ⑤事業計画書（事業計画の基本概要、事業概要、事業スケジュール、資金・収支計画概要、その他を記載したもの）※様式自由 ⑥その他地域への貢献度等アピールポイントを記載したもの※様式自由
※詳細については、要項をご確認ください。
10. その他 本施設貸付については、「神戸国際マス釣場施設募集要項」に基づき募集を実施いたします。（要項は5月10日（月）から役場企画財政課窓口で配布いたします。）
※応募者多数の場合は、書類選考のうえ決定いたします。
※その他詳細については、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課企画財政係 内線 215

お知らせ

住宅入居者募集

公営住宅の入居者を募集します。

| 住宅名 | 所在地 | 募集戸数 | 使用料（月額） |
|--------|----------|---------|------------|
| 公営本宿住宅 | 檜原村575番地 | 1戸（3号棟） | 収入基準に基づきます |

【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場2階 総務課総務係

土・日を除く午前8時30分～午後5時

【申し込み期間】

5月6日（木）～26日（水）まで

詳細については、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

会計年度任用職員募集のお知らせ

- ◆業務内容 都民の森管理事務所の窓口案内（パソコンExcel・Wordができる方）
- ◆応募期間 5月6日（木）～5月28日（金）
- ◆募集人員 若干名
- ◆報酬 規定の報酬を支給
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆応募方法 令和3年5月28日（金）までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和3年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された申込書等は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

期日前投票管理者及び 同立会人・選挙事務補助職員募集

令和3年7月執行予定の東京都議会議員選挙における、期日前投票管理者及び同立会人・選挙事務補助職員を募集いたします。

【期日前投票管理者・立会人】

勤務内容

投票が公正に行われるよう、管理・立会いをさせていただきます。

対象

檜原村選挙人名簿に登録のある方

【事務補助職員】

勤務内容

投票等の選挙事務（受付等）

対象

檜原村内在住の方（18歳以上）

勤務期間及び時間（予定）

東京都議会議員選挙期日前投票期間

6月26日（土）～7月3日（土） 午前8時30分～午後8時

（投票管理者及び立会人は1日・事務補助職員は交代制）

申し込み

5月19日（水）までに檜原村選挙管理委員会（役場2階総務課内）までお越しいただくか、お電話にてお申込みください。

◎ 問い合わせ先 檜原村選挙管理委員会事務局 TEL 042-598-1011
（総務課 総務係内線 213）

チャレンジしてみませんか! 「檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金」

檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金は、新製品等の開発や販路の開拓等に必要な経費の一部を補助します。

対象者……①村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者
②構成員の2分の1以上が①の者で構成される団体
③村と連携協定を締結している学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校

補助対象事業……研究開発事業(原材料費、機械装置等設備費、外注加工費)
市場調査事業(調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費)
販路開拓事業(展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費)
東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業

実施事例……○「ひのじゃがくん」を使ったおみやげ品の開発等
○檜原村在来作物のPR事業や商品開発、料理開発等
○檜原村観光PR等出店補助等

補助金額

| 事業費等 | 補助率 | 補助金の限度額 |
|-------------------------------|--|---------|
| 50万円以上 | 50% | 30万円 |
| 30万円以上から50万円未満 | 70% | 25万円 |
| 30万円未満 | 90% | 20万円 |
| 東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業 | 補助対象事業費から東京都地域特産品開発支援事業費補助金を差し引いた額の90% | 135万円 |

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

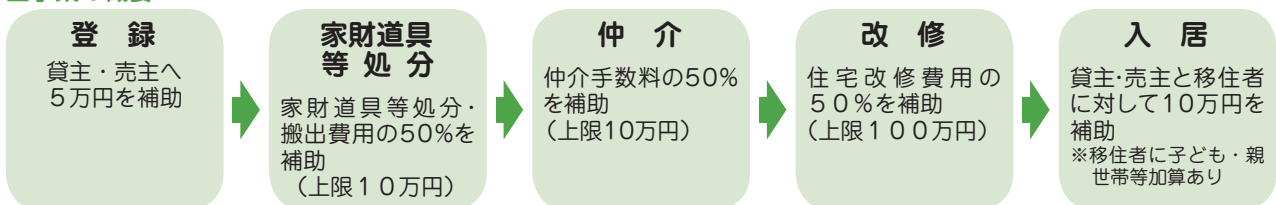
お知らせ

檜原村定住促進空き家活用事業をご存知ですか?

檜原村に住みたいと思っている人がたくさんいます! 空き家を「貸して」「売って」ください!

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用と檜原村に移り住みたいという方の支援をするため、下記のとおり空き家に対する補助事業を実施しています。

■事業の概要(村から以下の金額が補助されます)



※上記以外に、空き家購入者への購入利子補給補助金や、空き家購入者が空き家を解体する場合の補助金があります。各補助金には条件等がございますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

■賃貸・売買すると良いこと

- ・空き家に人が住むことで建物が維持管理されます(家がキレイになります!)
- ・空き家の維持管理は借主、買主になります(楽になります!)
- ・家賃・売却益が得られます(お孫さんに何か買ってあげられます!)
- ・村に新しい人が住むことで村が元気になります(地域貢献になります!)

■このままだと・・・

- ・空き家の老朽化が進みます(家が倒壊する可能性も・・・)
- ・空き家の管理(掃除、草刈りなど)が大変です(時間もかかるし疲れます)
- ・空き家は使っていないでも税金がかかります(もったいない)
- ・村に住みたい人は家がないため村に住めません(村の活気がなくなります)

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556
(檜原村地域おこし協力隊)

企（起）業誘致優遇制度について

企（起）業誘致優遇制度は、檜原村における環境や地域特性に適合した企業の誘致又は起業を推進するため、企業又は起業に対して必要な優遇措置を講じることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び村民生活の向上に資することを目的に、一定の要件を満たした企業及び起業者が村内において新たに事業を新設する場合に各種優遇措置を受けられる制度です。

【概要】

●対象地域 檜原村全域

●指定事業者 企（起）業誘致優遇制度を希望する事業者は、**あらかじめ指定を受ける（指定事業者となる）必要があります。**

●企（起）業誘致優遇制度を受けることができる事業者及び規模等

- | | |
|----------|--|
| 1) 対象事業者 | 村内で営利の目的をもって事業を営む法人又は個人事業者、その他当制度の目的を達成するため、村長が適当と認める法人又は個人事業者 |
| 2) 規模 | 大企業に限らず個性のある中小企業、個人事業者も対象とします。 |
| 3) 雇用者数 | 対象施設の常用雇用者数は2名以上。原則として村内住民を2分の1以上雇用することを要件とします。（個人事業者の場合は除く） |

●企（起）業誘致優遇制度を受けることができる事業者の要件

- 1) 檜原村環境保全条例（平成21年制定）を遵守する事業者であること。
- 2) 地域の特性に適合し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。
- 3) 業績の安定性、信頼性等が優良かつ見込まれること。
- 4) 施設の設置、操業、業務開始が工場立地法その他の関係法令に適合していること。
- 5) 国税及び地方税、その他公共料金を滞納していないこと。

●優遇制度の種類及び内容

| 制度の種類 | 制度の内容 |
|-----------------|--|
| 操業助成金 | 指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税のそれぞれの年度の納付額に相当する額（事業開始後、賦課された最初の年度より3年間） |
| 雇用促進助成金 | 指定事業者が事業所において新規雇用した者のうち、事業開始日以前から本村に居住し、新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものの人数に10万円を乗じて得た額（事業開始の日から2年間で200万円を限度） |
| 上下水道料金及び電気料金助成金 | 指定事業者が事業所において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうち、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額の100分の30を乗じて得た額（1年分につき50万円を限度） |
| 用地取得助成金 | 指定事業者が取得した事業の用に供する土地の購入価格又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料（土地等賃貸料）に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度、ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から3年間で300万円（個人事業者の場合100万円）を限度） |
| 用地造成助成金 | 指定事業者が事業の用に供するために購入又は借り入れた土地で、施設の建設のための造成費の100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度） |
| 施設設置助成金 | 指定事業者が設置した事業所の建設価格に100分の50を乗じて得た額（1,500万円（個人事業者の場合500万円）を限度） |
| 機械設備設置助成金 | 指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置した機械設備の取得価格に100分の50を乗じて得た額（1,000万円（個人事業者の場合300万円）を限度） |
| 利子補給助成金 | 檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成11年要綱第2号）における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年1.5パーセントに相当する額（貸付利率が年1.5パーセント以下のときは、当該貸付利率から0.1パーセントを差し引いた率）（150万円を限度） |

●本制度により指定された指定事業者

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① FUNFAM 株式会社（笹野地区） | ② フロンティアジャパン株式会社（藤倉地区） |
| ③ 株式会社ウッドボックス（小岩地区） | ④ 株式会社 KEIKOKU（数馬地区） |

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

檜原村に住み続けるための 土地造成事業補助金について

檜原村では居住可能な土地が少なく、平坦地に比べて住宅用地の造成工事に係る費用も掛かることから、村内に自己所有の住居を有し、居住している方が引き続き村内に住み続けるために、その住居が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事の一部を補助します。

補助対象者

村内において自己所有の住居に10年以上継続して居住し、補助金交付後も引き続き居住する意思のある方。

なお、継続して居住するとは、檜原村に住所を有し生活の拠点を置くことをいいます。

造成工事とは

自らが居住している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地（※）の造成工事（石積、ブロック積等）をいいます。

※補助対象者が自ら居住に使用する土地をいいます。

補助金額

村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の2分の1（上限100万円）
詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

檜原村若年世帯定住促進事業補助金について

「檜原村若年世帯定住促進事業補助金」は、村内において新たに住宅を建築・購入する若年世帯に対して補助金を交付する村の制度です。

- 補助要件**
- ① 檜原村内に在住する世帯または転入世帯
 - ② 夫婦の満年齢が夫婦合わせて90歳未満の世帯
中学生以下の子どもが同居する場合は、夫婦の満年齢が夫婦合わせて100歳未満の世帯
単身者の場合は、50歳未満の者
 - ③ 檜原村内の建築業者が建築した住宅であること
 - ④ 檜原産の木材を使用した住宅であること

補助金額 建物（建築・購入）価格の15%（転入世帯は10%）限度額100万円
檜原村に親世帯等が1年以上住所を有している場合には、上記の金額に100万円を加算

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

国民健康保険特定健康診査の医療機関受診のお知らせ 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

7月より下記の医療機関にて各種健康診査を受診できます。申し込み受付は、6月1日（火）から開始いたしますので、受診を希望される方は、お申し込みください。

○対象者

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方及び檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

○申し込み方法及び健診場所

◎申込期間等

6月1日（火）～
午前8時30分～正午、午後1時～5時まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

◎檜原診療所 **042-598-1011**（檜原村村民課村民保険係）
＜健康診査日＞

7月からの月曜日～金曜日（木曜日・祝日を除く）

健康診査当日の受付時間：午前8時30分までに受付をしてください。

※一般の外来診療前に健康診査を実施しますので、受付時間に遅れますと受診できない場合があります。

◎日の出ヶ丘病院 **042-588-8666**
＜健康診査日＞

7月からの平日（原則）

受診時間等詳細につきましては、直接日の出ヶ丘病院へお問い合わせください。

○健康診査項目

- ◎問診…服薬歴、喫煙歴など
- ◎身体測定…身長、体重、BMI、腹囲
- ◎理学的検査…身体診察
- ◎血圧測定
- ◎尿検査…尿糖、尿蛋白
- ◎血液検査…脂質検査、肝機能検査、血糖検査、腎機能検査、痛風検査など

○健康診査費用 **無料**

※健康診査は、完全予約制です。健康診査当日の申し込みは受付できませんので、必ず事前にお申し込みください。



住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査など特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものを除く）を公表します。

今回は令和2年4月から令和3年3月までの閲覧状況を公表します。

| 閲覧日 | 閲覧申出者 | 閲覧目的 | 閲覧対象 |
|---------------------------------------|-------------------------------|--|-----------------------------|
| 令和2年6月9日 | 自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 武田 正之 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 村内全域の18歳（男女） 村内全域の15歳（男） |
| 令和2年8月4日 令和2年8月5日 | 社会福祉法人檜原村社会福祉協議会 会長 土屋 國武 | 檜原村地域福祉活動計画第4次策定 に伴う地域福祉意識調査 | 村内全域の20歳以上 （600名） |
| 令和2年9月18日 | 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 | 調査対象者名簿作成のため 調査名：東日本大震災から10年 復興に関する意識調査 | 村内全域の令和2年9月末 時点で16歳以上 |
| 令和2年10月14日 令和2年10月21日 令和2年11月4日 | 一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田 潤治 | 東京都福祉保健局「都民の健康や地 域とのつながりに関する意識・活動 状況調査」に係る対象者抽出のため | 村内全域 |
| 令和3年1月27日 | 自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所長 武田 正之 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 村内全域の22歳（男女） |

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

くらし

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

☆給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。
 なお、支給要件に該当しない場合は支給されませんのでご確認ください。

■ 請求手続きの流れ

① 請求書に、氏名などを記入してお近くの**年金事務所**に提出

※これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

郵送による提出も可能

② 審査結果の通知が**日本年金機構**から到着

※年金の請求書と併せてご提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後にお送りします。

支給決定通知書が届いた場合

③ お支払い月の上旬に、**日本年金機構**から振込通知書が到着

④ 通知書に記載のある給付額が年金に上乗せ支給

- ・給付金のお支払いは、原則、2ヶ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。例えば、4月分と5月分を、6月中旬（年金の支払い日と同日）に振り込みます。
- ・原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 『ねんきんダイヤル』 TEL 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

マイナンバーカード及び電子証明書の更新について

○マイナンバーカード（個人番号カード）は10年（未成年者は5年）、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

○更新手続きについて

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のある方】

申請書IDの右側に「交付申請用QRコード（URL）」があります。

QRコードを利用したスマホ申請を、ぜひご利用ください。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のない方】

必要書類（有効期限通知書に記載）を持ち、市区町村窓口へお越しください。

○マイナンバーカードの電子証明書更新手続きに関して

マイナンバーカードの電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続きをすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。**見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。**

6月1日は人権擁護委員の日です

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたのを記念して、昭和57年から設けられました。この日を中心に、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及や高揚のため、全国的に啓発活動を展開しています。

いじめ、親族間のトラブル、差別、配偶者からの暴力、児童虐待、ストーカーなど人権に関わる相談、その他どこへ相談してよいかわからないなど、困っていることの相談を受け付けます。

▽人権相談日・場所 毎月第2木曜日（午後1時～3時）

※相談日については月によって異なる場合があります。

檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

6月の人権・行政相談

日 時 6月10日（木）午後1時～午後3時

場 所 檜原村役場3階住民ホール

なお、令和3年4月1日から高取弥三郎氏が人権擁護委員に、清水稔氏が行政相談委員に再任されました。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

あきる野商工会からのお知らせ

～小規模事業者のための個別金融相談会～

日 時：令和4年3月までの原則毎月第2木曜日（12月は第1木曜日）
午後1時～4時（要予約）

場 所：あきる野商工会 本所（あきる野ルピア3階）

対 象：檜原村内の小規模事業者と新規創業者など

持ち物：●個人事業の方…令和元年分・令和2年分の所得税確定申告書と決算書

●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書

決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表か事業実績内容のわかる帳簿など

●借入金残高のある方…借入金の明細書

●設備資金で申込みの方…見積書

●創業融資で申込みの方…創業計画書（所定様式）

その他：子どもの教育費が必要な方は教育資金の相談もできます。

新型コロナウイルス感染防止のため、リモート開催になることもあります。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会（本所） TEL 042-559-4511

税金の納め忘れはありませんか？

令和2年度の村都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、すでに納期限が過ぎています。まだ、納税されていない方は、5月31日までにお納めください。

◎ 納税に関する相談・問い合わせ先 村民課税務係 内線 117

村税・国民健康保険税の納付は 便利な口座振替で！

村税などの納付を口座振替にすると、納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなり、大変便利です。ぜひご利用ください。

◎ 手続き方法

希望する村指定の取扱金融機関窓口にて、預金（貯金）通帳・通帳の届出印をお持ちになり、お申込みください（依頼書は税務係窓口にあります。取扱金融機関につきましては、税務係へお問い合わせください）。

各税の納税通知書が発行された後に手続きをされる方は、納税通知書もお持ちください。また、口座振替の手続きをすると、取り消しの手続きをしない限り、毎年継続されます。

◎ 預金残高をご確認ください

口座振替では、各納期限に預金残高が不足していると振替ができませんので、納期限の前日までに必ず入金を済ませてください。

なお、残高不足で引き落としができなかった場合は、再振替することはできません。村が再発行する納付書で納付してください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 112

～今月の納期～

5月31日（月）です

- ・ 固定資産税第1期
- ・ 軽自動車税

納め忘れのないようにお願いいたします。

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

環境・下水道

令和3年度

環境美化ふれあいデー(一斉清掃)の中止について

毎年5月に実施している環境美化ふれあいデー(一斉清掃)は、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立っていないことから今年度は中止といたします。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください!

一般家庭から排出される生ごみを減量し資源化すること、また、生活環境を保全するために、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付しています。

この機会にぜひ制度を活用し、生ごみ処理機の購入をしてみませんか?

生ごみ処理機のいいところ

- ◆生ごみがなくなれば、ごみが軽くなりごみ出しがだんぜん楽になります。
- ◆処理することで、良質な有機肥料として再利用できるので、畑や花壇に利用できます。
- ◆キッチンから生ごみと特有の嫌な臭いが消えます。

補助金額について

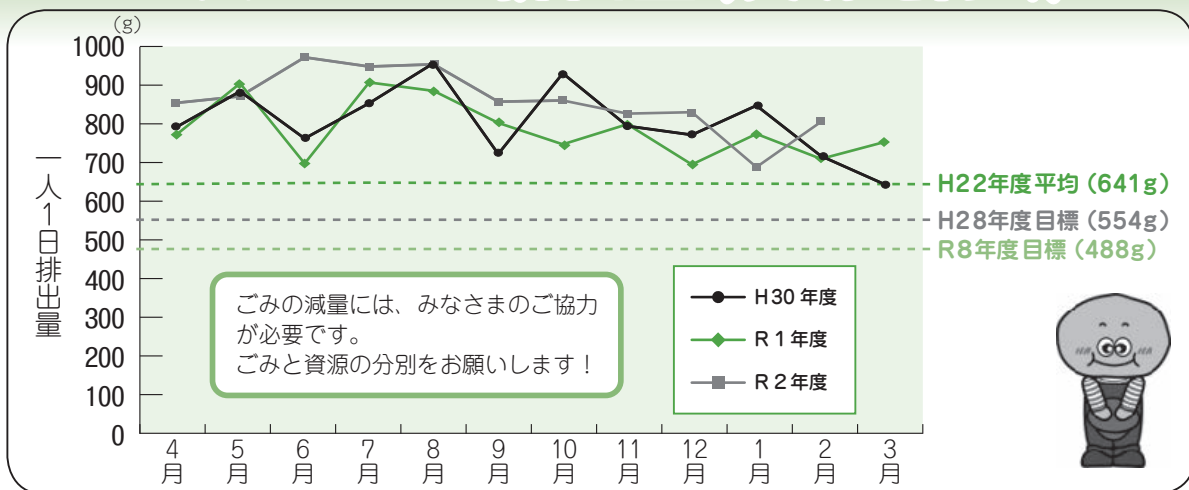
- ◆補助対象・・・生ごみを電動または手動でかき混ぜて堆肥等にする機器
- ◆補助額・・・購入額の1/2の額(限度額30,000円)
- ◆参考価格・・・約15,000円~70,000円
※メーカー、機種、電動か手動かによって価格帯は様々です。



環境・
下水道

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

一人1日ごみ排出量(資源を除く)



みなさま一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

- 資源になる物は必ず資源へ!
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを!
- ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ

し尿汲取り及び浄化槽世帯のみなさまへ

村では、秋川の水質保全と生活環境の向上を目的に下水道事業を推進しておりますが、やむを得ず下水道に接続していない世帯と下水道整備計画以外の地域の方々におかれましては、下記の内容を踏まえ適正な汚水処理をお願いいたします。

■し尿汲取り世帯の方へ

- ・下水道整備計画区域内の方は、下水道供用開始以降3年以内に下水道へ接続して下さい。また、下水道整備計画区域外の方は、浄化槽への切り換えをご検討下さい。
(村から浄化槽設置補助が受けられます。)
- ・家屋の老朽化などにより、し尿の溜ますに雨水が入ることがあります。雨水が入ると汲取り手数料が高額になることもありますので、定期的に確認をお願いいたします。
- ・下水道供用開始地域で3年を経過した世帯と下水道整備計画区域外の世帯で一定量を超えた収集のある世帯の方は、し尿汲取りが有料となります。



※し尿汲取り手数料を3月以上滞納するとし尿収集を停止します。
手数料は必ず納期限までに納入して下さい。

■浄化槽世帯の方へ

浄化槽は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に必要な施設です。しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。そこで、浄化槽法で定められている下記の義務を必ず行って下さい。また、下水道が使用できる地域の方は早期に下水道への接続をお願いいたします。

- ①保守点検（都に登録した専門業者が定期的実施する点検作業）
 - ②清掃（村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業）
 - ③法定検査（知事が指定した機関が実施する①と②の状況を客観的に判断する検査）
- みなさまが気持ちよく生活できるよう適正な維持管理をお願いいたします。



※②清掃（浄化槽の清掃）については、村から補助金を受けることができます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





アコス ミナ電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

6月1日から下水道が使用できます

数馬地区及び本宿地区の一部では、6月1日の供用開始後、指定工事店により排水設備工事を行い、検査が終了したご家庭から下水道が使用できるようになります。

◆3年以内に接続を

下水道が使用できるようになると宅地内に使用者のご負担で、便所、風呂、台所などから公共汚水ますまで汚水を流す施設（排水設備）を設置していただきます。

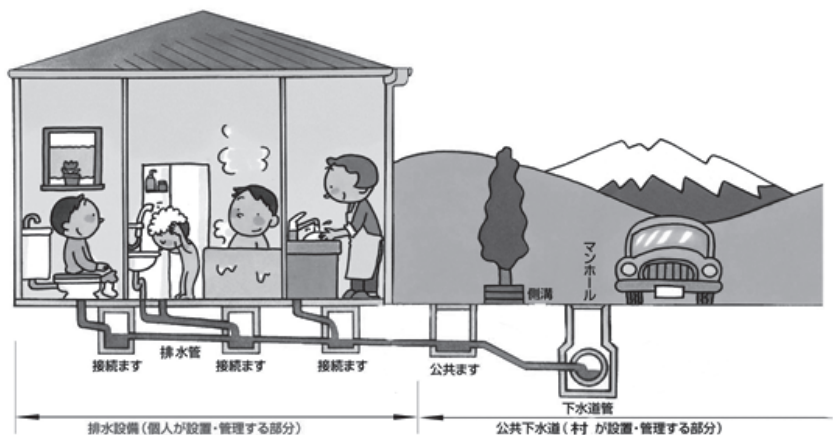
供用開始の日から3年以内に下水道へ接続してください。3年を過ぎますと、くみ取り手数料が有料となり、浄化槽を設置しているご家庭は清掃料金の軽減、あるいは排水設備工事の助成等が受けられなくなります。

◆排水設備工事は指定工事店へ

排水設備工事や水洗トイレへの改造工事は、一定の資格を持った〈檜原村指定下水道工事店〉でなければ工事ができません。また、檜原村指定下水道工事店は、工事のほか下水道の開始届や助成制度に必要な手続きも代行しますので、お気軽にご相談ください。

◆地域水道の取り扱い

原則として村の簡易水道のみご使用ください。やむを得ず地域水道（沢水）を併用する場合、使用される方のご負担でメーター器を設置していただき、合算した水量により料金を算出します。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

環境・
下水道

令和3年度の「払沢の滝ふるさと夏まつり」の中止について

8月21日（土）、22日（日）に開催を予定していましたが「払沢の滝ふるさと夏まつり」は、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立っていないことから、中止となりました。

ご理解、ご協力よろしくお願いたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122・128

福祉・けんこう

檜原村高齢者の自動車運行の安全確保に関する補助制度について

高齢者の自動車事故を防止し、自動車の運行の安全の確保を図るため70歳以上の方を対象に、衝突被害軽減ブレーキ（高速域で作動するもの）等を搭載した車の購入費用等の一部を補助します。

補助金を受けることができる方

補助対象者は、村内に住所を有し、次のいずれにも該当する方です。

- ・70歳以上の方（東京都の後付安全装置については、昭和27年4月1日以前に生まれた方）
- ・非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した方
- ・申請時において檜原村に5年以上前から住所の登録がある方
- ・村税等を滞納していない方
- ・自動車運転免許証をお持ちの方
- ・高齢者先進安全自動車購入費補助制度で補助を受けていない方
- ・高齢者安全運転講習会を受けている方※

※講習を受けていない方は年齢要件に達していても申請することはできません。

ただし、後付安全装置についてはこの限りではありません。

補助対象となる自動車

- ・衝突被害軽減ブレーキ（時速30キロメートル以上で作動するもの）+車線逸脱防止を支援する機能（逸脱時における抑制装置を含む）、ペダルの踏み間違い時の抑制機能、ふらつき運転時の注意喚起機能のいずれかが搭載されていること
- ・普通自動車、小型自動車又は軽自動車で自家用車であること
- ・平成29年4月1日以降に新規登録を受けたものであること（後付安全装置は除く）

※中古車及びローン購入についても対象となります。

補助金の額

| 世帯の状況等 | 補助額 |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 住民税所得割非課税世帯 | 車両本体価格（値引き後の価格）の3分の1又は20万円のいずれか小さい金額 |
| 住民税所得割課税世帯 | 車両本体価格（値引き後の価格）の3分の1又は10万円のいずれか小さい金額 |
| 東京都高齢者安全運転支援装置促進事業補助金に基づく補助対象者 | 自己負担相当額又は12,000円のいずれか小さい金額 |

※補助金の交付は、対象者1世帯につき1台までとし、後付安全装置については対象者1人1回までとします。尚、後付安全装置についての詳細は、東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課（03-5321-1111（内21-799））までお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121 内線 111

福祉・けんこう

高齢者運転免許自主返納者支援補助制度について

高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援いたします。

補助金を受けることができる方

補助対象者は、村内に住所を有し、次のいずれにも該当する方です。

- ・ 自主返納の日において70歳以上の方
- ・ 平成29年4月1日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した方

補助金の額

補助金の額は、1万円です。(3年間補助金を受けることができます。)

補助金交付申請に必要なもの

補助金を受ける場合は、次の書類が必要となります。

- ・ 取消通知書
- ・ 印鑑
- ・ 振り込み先が分かるもの(通帳等)

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村高齢者地域貢献活動費補助金について

檜原村では、高齢者が主体となって行う地域貢献活動を推進し、住民の福祉増進に寄与する目的で実施する活動に対して、補助金を交付します。

〈対象となる活動〉

5名以上の高齢者で構成されるサークル団体等が行う以下の活動を対象とします。

- ① 児童・少年の健全育成活動
- ② 青年自立支援活動
- ③ 障がい者支援活動
- ④ 高齢者支援活動
- ⑤ その他地域貢献を目的とする活動

〈補助金の額〉

前事項に掲げる活動に要する額として、**年額50,000円**を上限とします。

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです!!

新型コロナウイルス感染症が拡大してから1年以上が経過しました。

この1年間で私たちの生活には大きな変化が起こりました。

近所の方と会う機会が減ってしまった人も多いのではないのでしょうか？

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の予防を徹底しながら、介護予防教室は実施します。

地域で介護予防に取り組みましょう！

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

リハビリテーション専門職派遣のご案内

介護予防の取組みを機能強化するため、通所・訪問、住民主体の通いの場等へ理学療法士や作業療法士を派遣し、体操や筋力トレーニングの指導や助言を行います。

派遣を希望する事業者や高齢者活動団体は、電話にてお申し込みください。

※募集期限は設けておりませんが、枠がいっぱいになり次第終了させていただきますのでお申し込みはお早めに。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

5月・6月の栄養相談

【日時】 5月26日(水) 6月9日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、管理栄養士・保健師がご相談に応じます。

6月の 精神保健巡回相談

【日時】 6月14日(月)
午後1時30分～4時30分

ご自身やご家族等のごころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

歯・口の地域訪問相談会

【日時】 5月25日(火)
午前10:00～正午

【会場】 やすらぎの里(保健センター)

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について訪問歯科衛生士が、ご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆申し込み不要、直接会場へお越しください。

☆新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクを着用してお越しください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室 「ぬくもり」について

▽内 容

病児・病後児保育室は、病氣中や病氣の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんをお預かりする施設です。あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村内にお住まいのお子さんが利用できます。

※上気道炎症状（発熱、咳、頭痛、全身倦怠感などの風邪症状）のあるお子さんは、PCR検査を受け陰性と確認された場合に予約を受け付けます。また、ご利用される方は、以下のことにご理解とご協力をお願いいたします。

1. 医師連絡票の記入については、PCR検査を受けた医療機関で行うようお願いいたします。
2. 予約時にお子さんの症状やご家族の健康状態などを確認させていただきます。
3. 保育室にお越しの際は、保護者の方及びお子さん（2歳以上）は、マスクの着用と入口での手指の消毒をお願いいたします。

▽愛称について

「ぬくもり」とは、子どもたちが、親や保育室のスタッフなど人の温もりに触れ、保育室内の多摩産の木材やその間から差し込む柔らかな木漏れ日などの温もりを感じながら、快方に向かってほしいという意味が込められています。

▽日 時 月曜～金曜日 午前8時～午後6時（祝日、年末年始を除く）

▽場 所 公立阿伎留医療センター敷地内北側（あきる野市引田79-1）

▽対 象 3市町村内に在住で、病氣のため集団保育ができない、かつ、保護者がけがや病氣、勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない、生後6か月から小学校3年生までの児童

▽定 員 1日当たりおおむね6人

※定員に達しない場合は、3市町村以外の児童も利用できます。

▽費 用 1日2千円（3市町村の児童）、1日4千円（その他の児童）

※食事や飲み物などの提供はありませんので、持参してください。

▽利用方法

①あらかじめ利用する児童を登録（保護者との面接、施設説明、利用登録カードの交付など）

②利用する時は、前日までにかかりつけ医を受診し、医師連絡票を受領

③利用日の前日までに、医師連絡票などの必要書類を添えて申請（利用登録カードを持参）

④利用日当日、「家族との連絡票」を提出し、利用

※感染症の場合など、受け入れには一定の条件があります。また、状況により受け入れできない場合があります。詳しくは、事前登録の際に説明します。

▽利用登録の受付（予約制）

・「ぬくもり」…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

・福祉けんこう課…午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

▽登録に必要な持ち物

対象となる児童の住所が確認できる書類〔母子健康手帳、乳幼児医療費助成制度医療証（マル乳）など〕、保護者の写真。詳しくは、利用登録の予約時にご案内します。

▽その他

・「ぬくもり」には、駐車場と駐輪場があります。

・利用登録申請書等は、3市町村のホームページからダウンロードできるほか、福祉けんこう課窓口（やすらぎの里内）にご用意しています。

▽利用登録・申込み 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 TEL 042-518-7078

5月12日は 民生委員・児童委員の日です

民生・児童委員について

民生・児童委員は、地域の人々を見守り、支援します。

地区ごとに11名、児童福祉を専門とする主任児童委員が1名おり、福祉事務所や学校等の行政と連携して福祉に関するいろいろな相談やお手伝いを行っています。

お困りのことや気になることなどお気軽にご相談ください。

相談内容や個人の秘密は守ります。

民生・児童委員の主な活動

- 「高齢者」、「障害のある方」、「子育て中の方」、「生活に困っている方」などの相談
- 村の事業（敬老福祉大会など）への協力
- 社会福祉協議会の事業（福祉バザー、歳末たすけあい運動など）への協力
- 学校の行事（入学式、卒業式など）への参加

民生・児童委員名簿（敬称略）

| 氏名 | 電話番号 | 担当地区 |
|--------|--------------|-------------|
| 伊村 享子 | 042-598-0233 | 下元郷・上元郷 |
| 師岡 宏文 | 042-598-0008 | 本宿・笹野 |
| 宇田 俊史 | 042-598-6125 | 柏木野・出畑 |
| 高木 容子 | 042-598-6507 | 下川乗・上川乗 |
| 高橋 武 | 042-598-6276 | 和田・事貫・上平・笛吹 |
| 味岡 進 | 042-598-6705 | 数馬下・数馬上 |
| 久保田 一弘 | 042-598-0048 | 茅倉・千足・中里・白倉 |
| 田中 紀子 | 042-598-0453 | 大沢・神戸 |
| 高橋 市太郎 | 042-598-0764 | 宮ヶ谷戸・夏地・湯久保 |
| 土屋 貞美 | 042-598-0812 | 小岩・笹久保 |
| 平野 和子 | 042-598-0588 | 藤倉 |
| 森田 喜美 | 042-598-0535 | 主任児童委員（全村） |

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原診療所からのお知らせ

①外来診療担当の変更について

4月より外来非常勤医師が変更となっております。詳しい担当曜日等は、診療所受付窓口でお尋ねください。

②午後の診療について

午後の診療につきましては、往診や予防接種などにより医師が不在の場合があります。午後の診察を希望される方は、あらかじめ電話にて確認をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

その他

アウトドアでの火災に注意しましょう!

5月になると気温が暖かくなり、バーベキューなどアウトドアでのレジャーを楽しむ機会が増えます。屋外での火の使用、たき火などの裸火から思わぬ火災に発展してしまう可能性があります。火の取り扱いには十分注意しましょう。

- ・バーベキュー等は決められた場所で行う。
- ・野焼き、たき火は原則禁止。
- ・地面に可燃物を集め直接火を起こさない。(直火の禁止)
- ・火を使用するアウトドア用品は説明書等を読み、適正に使用する。
- ・近くに消火器や水の入ったバケツを用意する。
- ・大きい鉄板を加熱するために、鉄板の下に家庭用コンロを複数置いて使用しない。
- ・火の後始末は確実に行う。

他にも、あきる野市、日の出町、檜原村は多くの山々があることから、野焼きやたき火から山火事を発生させないように火の取り扱いには十分に注意しましょう。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 TEL 042-598-0119

「第19回多摩ブルー・グリーン賞」募集

多摩地域の中小企業の活性化と、地域経済の振興に寄与することを目的とした顕彰制度です。優れた技術・製品を表彰する「多摩ブルー賞」と、新しいビジネスモデルを表彰する「多摩グリーン賞」があり、各最優秀賞に副賞100万円、各優秀賞に副賞50万円を贈呈します。受賞企業は、多摩ブルー・グリーン倶楽部にて有機的な繋がりによる新たな事業展開も期待できます。

主催 多摩信用金庫

後援 檜原村ほか多摩地域及びその周辺の各市町村

応募資格 多摩地域と周辺地域に事業拠点を置く中小企業・個人事業主等

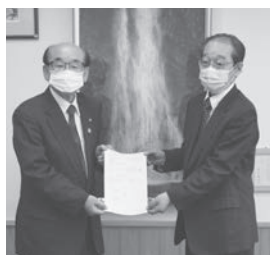
募集期間 令和3年5月10日(月)～7月30日(金)(土・日・祝日を除く)

◎ 問い合わせ先 多摩ブルー・グリーン賞事務局 TEL 042-526-7728

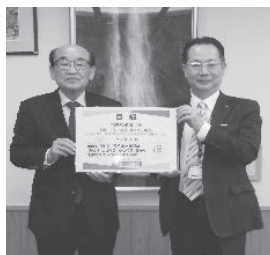
ご寄附ありがとうございました。 (令和2年度分)



青梅信用金庫 様
100,000円
小・中学生を対象とした文化・体育・
スポーツ振興を目的としていただきま
した。



第一石産運輸株式会社 様
2,000,000円
一般寄附としていただきました。



明治安田生命保険相互会社 様
200,000円
新型コロナウイルス感染症対策を目的
としていただきました。

トヨタ西東京カローラ株式会社 様
プロジェクター 1台



まちづくりラボ・サルベージ株式会社
代表取締役 大迫 道治 様
50,000円
村の観光振興に対して寄附いただきました。

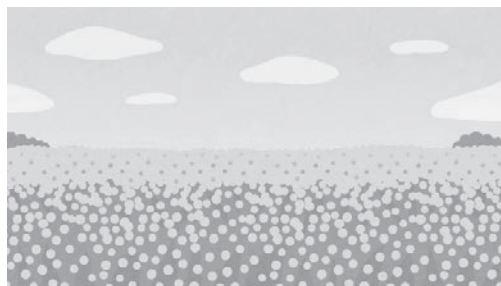


ご寄附ありがとうございました (令和2年度下半期分)

ふるさと納税制度に伴う寄付金

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 東京都大田区在住 | 塚原 由美子 様 | 10,000円 |
| 東京都東大和市在住 | 吉野 信二 様 | 10,000円 |
| 東京都立川市在住 | 天野 正一 様 | 20,000円 |
| 東京都小金井市在住 | 浅井 信行 様 | 10,000円 |
| 東京都練馬区在住 | 平野 英也 様 | 20,000円 |
| 東京都杉並区在住 | 桧原 さとし 様 | 50,000円 |
| 東京都武蔵野市在住 | 中澤 信行 様 | 10,000円 |
| 東京都奥多摩町在住 | 大澤 淳郎 様 | 50,000円 |
| 東京都八王子市在住 | 金田 秋奈 様 | 20,000円 |
| 神奈川県横浜市在住 | 土志田 淳 様 | 200,000円 |
| 神奈川県横浜市在住 | 土志田 由美 様 | 100,000円 |

匿名 32名 1,750,000円
合計 43名 2,250,000円



第8期檜原村高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画を策定しました

檜原村では、第7期檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握と現状分析等を行い、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）における地域包括ケアシステム構築に向け、被保険者代表、介護サービス提供事業者、住民福祉に識見を有する者、行政関係者で構成された委員会で検討し、第8期檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

◎65歳以上の方の介護保険料（令和3年度～令和5年度）

65歳以上の方の介護保険料の料率は、本計画において3年ごとに必要なサービス費用を推計し、算出された費用をもとに保険料の見直しを行うことになっており、令和3年度から令和5年度までの保険料を下表のとおり改定いたします。

| 所得段階 | 負担割合 | 対象となる方 | 改定前 保険料 (月額) | 改定後 保険料 (月額) | 改定後 保険料 (年額) |
|------|------|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第1段階 | 0.30 | ・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 1,890 | 2,370 | 28,440 |
| 第2段階 | 0.50 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 | 3,150 | 3,950 | 47,400 |
| 第3段階 | 0.70 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 4,410 | 5,530 | 66,360 |
| 第4段階 | 0.90 | 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 5,670 | 7,110 | 85,320 |
| 第5段階 | 1.00 | 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、前年の本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 6,300 | 7,900 | 94,800 |
| 第6段階 | 1.20 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 7,560 | 9,480 | 113,760 |
| 第7段階 | 1.30 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 8,190 | 10,270 | 123,240 |
| 第8段階 | 1.50 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 9,450 | 11,850 | 142,200 |
| 第9段階 | 1.70 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 10,710 | 13,430 | 161,160 |

介護保険制度は、要介護状態というリスクについて、社会全体で対応していくための制度です。
このたびの保険料の改定にご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村障害者計画・第6期檜原村障害福祉計画 第2期檜原村障害児福祉計画を策定しました

檜原村では、平成30年に「第5期檜原村障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策を進めてきました。このたび計画期間満了のため、国の基本指針及び東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの村の実績や実情等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「檜原村障害者計画」、「第6期檜原村障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しました。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

計画の策定にあたっては、障害者の現状や課題の把握のために障害者手帳所持者に対してアンケート調査を実施し、計画の内容については「檜原村障害福祉計画策定委員会」を設置し審議を行いました。策定委員会には、障害者団体関係者や住民、障害福祉の現場で活動する事業所の職員等福祉関係者に委員として参画していただきました。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

檜原村地域防災計画を改定しました

檜原村では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、「檜原村地域防災計画」を策定しております。

このたび災害関係法令の改正や国及び都の防災基本計画の修正に伴う改定を行いました。

改定の主な内容は、土砂災害警戒特別区域の指定に伴う修正等に加え、前回計画策定後に起きた災害の教訓を踏まえた災害対応と南海トラフ地震や富士山噴火降灰対策、新型コロナウイルス感染症対策等を新たに計画に加える改定を行いました。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

その他

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光寿建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **きしの防災**

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

令和3年4月1日付人事異動

| 氏名 | 新職名 | 旧職名 | 備考 |
|-------|----------------------|---------------|------|
| 鈴木佳津枝 | 福祉けんこう課けんこう係医療施設課長補佐 | 福祉けんこう課けんこう係長 | 昇任 |
| 矢野 美佳 | 総務課総務係 | 村民課税務係 | |
| 齋藤 葉子 | 総務課総務係主任 | 総務課総務係 | 昇任 |
| 幡野 敦史 | 総務課総務係主任 | 総務課総務係 | 昇任 |
| 杉田あゆみ | 福祉けんこう課医療係主任 | 福祉けんこう課医療係 | 昇任 |
| 小林 篤 | 福祉けんこう課福祉係主事 | 福祉けんこう課福祉係主事補 | 昇任 |
| 土屋 正博 | 村民課税務係 | 教育課学校教育係 | |
| 濱中 美穂 | 福祉けんこう課医療係 | | 新規採用 |

【再任用】

| 氏名 | 職名 | 備考 |
|-------|--------------|----|
| 峰岸 好子 | 福祉けんこう課医療係主任 | |

令和3年6月1日 令和3年経済センサス - 活動調査

令和3年6月に調査を実施します



ぜひ、インターネットでご回答ください！

全国すべての事業所・企業が対象です。



経済センサスとは 事業所や企業の経済活動の状態を明らかにするための統計調査です。

調査実施の流れ 2つの方法で実施します。いずれもインターネットにより回答できます。

【単独事業所や新設事業所など】

5月中旬以降、東京都知事が任命した調査員がお伺いいたします。

【支社を有する企業など】

国が郵送により調査票の送付・回収を行います。



あなたの回答で、日本の未来が見える。

秘密の保護 すべての情報は保護されます。回答いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には絶対に使用しません。

調査結果の活用 調査結果は、地方消費税の都道府県間の清算、商店街の活性化・鉄道等交通インフラ整備、国民経済計算（SNA）作成の基礎資料や事業所・企業を対象とした統計調査の母集団情報や民間企業における経営計画の策定など幅広く利用されます。

調査の根拠 統計法（平成19年法律第53号）という法律に基づく基幹統計（経済構造統計）を作成するための調査です。

こちらに詳しい情報を掲載しています

キャンペーンサイト <https://www.e-census2021.go.jp>



5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和3年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月6日（木）に発送します。5月31日（月）までにお納めください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、申請により納税が猶予される制度があります。詳細は、HPまたは下記までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 自動車税コールセンター Tel 03-3525-4066（平日9時～17時）

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.59



左から、土井智子、土井卓哉、工藤里奈、大倉悠揮、高橋春香

たかはし はるか
高橋 春香 (笛吹在住)

今回は皆さんへご報告があります。現在妊娠8ヶ月となり、協力隊の活動は5月末で一時休業。実家の新潟へ戻って里帰り出産をしてきます。出産予定は7月末です。役場が調整をしてくださり、ありがたいことに産休・育休を取らせていただけることになりました。1年間お休みを頂き来年の6月に復帰する予定です。卒業時期も1年延長し、再来年3月末まではママさん協力隊として頑張らせていただきます。今後は私だけでなく、子ども共々村の方にお世話になります。よろしくお願いたします!!!



6ヶ月時点のお腹です

どい たくや
土井 卓哉 (和田在住)



庭先でタラの芽GET!

ありがたいことに、家の庭先では今年も沢山の野草が育ち、大地の恵みをいただくことが出来ました。ふきのとうにタラの芽、口に入れると独特な香りが広がり、春が来た!と感じる贅沢な瞬間を堪能。季節の物をその季節に味わえるということのありがたさに感謝しつつ、檜原村移住を楽しみながら協力隊任期最後の一年を活動して参りたいと思います。

どい ともこ
土井 智子 (和田在住)



庭の枝垂れ桜の咲きはじめての様子です

家の枝垂れ桜は昨年よりも早く咲き、見事な姿を今年も見ることができました。昨年より1週間も遅く植えたじゃがいもでしたが、無事に根付き、あとは美味しいじゃがいもが採れることを祈るばかり。今使わせていただいている他の畑にはハーブとスパイスも植えたりと、年々畑が楽しくなっています。雑草と格闘していると面白い発見があり、雑草だと思っていた草が実はハーブティーの材料になるようでした。草刈りが大変な季節が始まりましたが、楽しんでやっていきたいと思っています。

おおくら ゆうき
大倉 悠揮 (宮ヶ谷戸在住)

5月になり、さくら色の景色もすっかり緑色になりましたね。今年の桜の開花は早く、去年の雪景色がうそのように感じました。さて5月からおもちゃ美術館の工事も本格化し、内装家具の制作に取りかかろうとしています。過去の美術館写真を見ていると、あと3か月で大きな建物ができると思うと1年はあつという間なのだと感じます。誕生祝品のラインナップも増え、ますます木工が活気付いてきているような気がします。



1年前のおもちゃ美術館建設地

くどう りな
工藤 里奈 (出畑在住)

檜原村で過ごす初めての春です。春がこんなにもワクワクすることを檜原に来るまで私は知りませんでした。暖かい太陽と気持ちのいい風、小鳥のかわいい声...檜原村の春は贅沢ですね。家の庭先にも沢山のお花が咲いていて、いつからそこにいたの?と思わずお花に聞きたくなくなってしまいう程、毎日違う表情を見せてくれます。

檜原村に住んでもうすぐ一年が経ちます。春が一番好きだと気付きました。



角屋商店の大好きなお花畑です

学校だより

いま、檜原中学校では

【 教育目標 ・ 学び考える人 ・ 心の豊かな人 ・ たくましい人 】

新入生10名（男7名、女3名）を迎え、23名でスタートしました。

生徒数（人）

| | 男 | 女 | 計 |
|-----|----|---|----|
| 1年生 | 7 | 3 | 10 |
| 2年生 | 4 | 4 | 8 |
| 3年生 | 3 | 2 | 5 |
| 計 | 14 | 9 | 23 |

教職員の異動

- 【転入】** 校長 糸井 一雄（青梅市立泉中学校より）
 特別支援 豊留 匡博（日の出町立大久野中学校より）
 理科 野呂 涼太（国立市立国立第三中学校より）
 美術 青木 奈央（新規採用）
 事務 桑島 眞一（八王子市立城山中学校より）
- 【退職】** 美術 浦野 真理（3月31日付）
 校長 森本 友明（日野市教育センター）
- 【転出】** 理科 樋口 孝（八王子市立第五中学校へ）
 事務 秋山 祐己（瑞穂町立瑞穂第三小学校）

第6回 檜原学園運動会

小中合同の運動会です

令和3年5月29日（土）

午前9時30分～

檜原中学校 校庭

予備日：6月2日（水）



※写真は昨年度のもの

職員紹介

【校長】 糸井 一雄 【副校長】 戸田 礼子

| 学年 | 学年主任 | 学級担任 | 学年所属 |
|----|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 1 | 鈴木 達己（数学） | 福田 佳奈（技術） 豊留 匡博（特別支援学級） | 田中 朋也（英語） 入江 理恵（特別支援教室） |
| 2 | 加藤 大介（保健体育） | 高橋 菜津美（国語） | 野呂 涼太（理科） 内田 佳世子（養護） |
| 3 | 竹内 恵（音楽） | 中村 哲也（社会） | 正木 隆盛（数学） 青木 奈央（美術） |

【非常勤教員】 森田 将史（英語） 【講師】 蒲 絹枝（保体）・今野 美矢子（家庭）

【事務】 桑島 眞一 【用務員】 榎 愛 【ALT】 パージャー ダナ

【スクールカウンセラー】 高木 光則 【学習介助員】 根本 修 【学校図書館指導員】 石川 由美

【施設管理員】 吉澤 優・長嶺 三郎

令和3年【5月・6月のおもな学校行事予定】

○授業公開は、新型コロナウイルス感染防止のため、授業参観日以外は当面中止とさせていただきます。御了承ください。

| | |
|---------------------------|------------------------|
| 5月 7日(金) 開校記念日・生徒総会 | 6月 2日(水) 運動会予備日 |
| 5月17日(月) 中間試験 | 6月 4日(金) 救急救命講習 |
| 5月18日(火) 中間試験 | 6月16日(水) 道徳「いじめ」に関する授業 |
| 5月29日(土) 学園運動会 | 6月21日(月) 国際交流会 |
| 5月31日(月) 振替休業日 | 6月28日(月)～30日(水) 期末試験 |
| 6月 1日(火) ～7日(月) 家庭訪問・三者面談 | 6月30日(水) セーフティ教室 |

檜原村教育委員の任命について

令和3年3月26日の第1回檜原村議会定例会で、村議会の同意を得て、下記のとおり再任されましたのでお知らせいたします。

記

・ 檜原村教育委員（令和3年4月1日～）

氏名 吉野 一成

任期 令和7年3月31日まで



！コロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後、延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

| 日(曜日) | 医療機関名 | 住 所 | 電 話 | 日(曜日) | 医療機関名 | 住 所 | 電 話 |
|-------------|-------------------|------------------------|--------------|--------|------------------|------------------|--------------|
| 5月 2日(日) | あきるの杜 ぎずなクリニック | あきる野市 五日市149-1 | 042-596-6736 | 9日(日) | いなメディカル クリニック | あきる野市 伊奈477-1 | 042-596-0881 |
| 3日(月・祝) | 星野小児科内科 クリニック | あきる野市 小川東1-19-20 1F | 042-559-7332 | 16日(日) | さくらクリニック | あきる野市 野辺1003 | 042-559-0118 |
| 4日(火・祝) | あべクリニック | あきる野市 瀬戸岡474-6 | 042-558-7730 | 23日(日) | 近藤医院 | あきる野市 油平35 | 042-558-0506 |
| 5日(水・祝) | 小机クリニック | あきる野市 小中野160 | 042-596-3908 | 30日(日) | あきるの 内科クリニック | あきる野市 二宮1011 | 042-558-5850 |

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (4月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,163 世帯 (4世帯増) 人口 2,101 人 (1人減)
男 1,048 人 (2人増) 女 1,053 人 (3人減)

※お詫びと訂正について

令和3年4月号に掲載しました、世帯と人口については、2月1日現在となっておりますが、正しくは3月1日現在です。お詫びして訂正いたします。

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「春を告げる」

モモ・ミツバツツジ・ソメイヨシノ・ハクモクレンが、一斉に咲き誇った1枚です。山里にも、穏やかな春が訪れました。
(藤倉地区・小林家住宅)